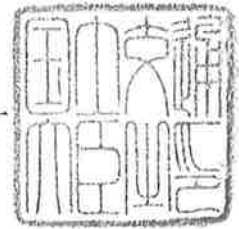


国海員第181号
平成30年7月24日

交通政策審議会

会長 古賀 信行 殿

国土交通大臣
石井 啓



交通政策審議会への諮問について

船員職業安定法（昭和23年法律第130号）第55条第5項の規定に基づき、
下記事項について諮問する。

記

諮問第311号

船員派遣事業の許可について

諮問理由

別紙に掲げる者に対する船員派遣事業の許可を行うにあたり、船員職業安定法
第55条第5項の規定に基づき、交通政策審議会の意見を聴く必要があるため。

船員派遣事業許可申請事業者一覧

| 事業者名 | 住 所 |
|-------------------|-------------------------|
| 西部タンカー株式会社 | 東京都中央区日本橋浜町二丁目17番8号 |
| 長門マリン株式会社 | 大阪府大阪市西区江戸堀一丁目2番14号 |
| 飛鳥海運株式会社 | 熊本県天草市御所浦町牧島289番地 |
| 株式会社Leonids & Co. | 広島県呉市本通二丁目1番23号大同生命ビル5階 |